

1. 目次

- 【1】「IP ランドスケープ支援事業」第3回公募を実施します！（INPIT）
- 【2】【三次募集】令和4年度 鳥取県産業振興機構中小企業外国出願支援事業補助金（特許、実用新案、意匠、商標）のご案内（鳥取県産業振興機構）
- 【3】【三次募集】令和4年度 鳥取県産業振興機構中小企業外国出願支援事業補助金（PCT 特許出願、国際商標出願）のご案内（鳥取県産業振興機構）

イベント情報

- 【4】「知財×金融」シンポジウムのご案内（特許庁）
- 【5】令和4年度「(初級) 知的財産権研修（第2回）」受講者の募集について（INPIT）
- 【6】CASE・カーボンニュートラル・DX 対応知財戦略セミナー（第1回）（中国経済産業局）
- 【7】【ブランド】意外と知らない 商標のハナシ
～身近な事例から学ぶ商標のこと～（INPIT 広島）
- 【8】岡山知財塾（中級編）を開催します！（岡山県・岡山県発明協会）

【9】【知財コラム】 パテントGO！

「中国 SEP（標準必須特許）事件に係る TRIPs 協定第 63 条違反による WTO 紛争処理提訴」

日本弁理士会中国会 弁理士 竹内 誠也

【10】 ■再掲情報■

2. 内容

【1】「IP ランドスケープ支援事業」第3回公募を実施します！（INPIT）

INPIT（インピット）では、中小企業等の経営層が持つ「経営」や「事業」の課題に対して、市場や事業、知財等の分析を通じた解決策のご提案を支援いたします。

【公募期間】9/12(月)～10/14(金) 17時まで

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipl/index.html>

- 【2】【三次募集】令和4年度 鳥取県産業振興機構中小企業外国出願支援事業補助金（特許、実用新案、意匠、商標）のご案内（鳥取県産業振興機構）

特許、実用新案、意匠、商標を外国へ出願する費用を以下のとおり助成します。
申請期間が短くなっております。ご注意ください。
また、外国出願計画がある場合は、必ず出願前にご相談ください。

【申請期間】 9/12(月)～10/31(月) 17時必着

【補助金額】 外国出願に関わる費用（消費税除く）の1/2以内1出願あたり特許出願150万円、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願60万円、冒認対策商標30万円を限度とします。
1企業（1グループ）当たり、各出願案件の上限額の範囲内において300万円を上限とします。

【対象企業】 鳥取県内に本社・事務所・工場等を持つ中小企業者、県内で事業をしていれば、個人事業主や協同組合も対象

【対象となる費用】

外国特許庁への出願時に要した費用

外国特許庁出願料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用、その他（外国特許庁への出願に関連する通信費・振込手数料等）

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.toriton.or.jp/subsidiary-](https://www.toriton.or.jp/subsidiary-aid/)

[aid/%e3%80%90%e4%b8%89%e6%ac%a1%e5%8b%9f%e9%9b%86%e3%80%91%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%94%e5%b9%b4%e5%ba%a6-%e9%b3%a5%e5%8f%96%e7%9c%8c%e7%94%a3%e6%a5%ad%e6%8c%af%e8%88%88%e6%a9%9f%e6%a7%8b%e4%b8%ad-5/](https://www.toriton.or.jp/subsidiary-aid/%e3%80%90%e4%b8%89%e6%ac%a1%e5%8b%9f%e9%9b%86%e3%80%91%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%94%e5%b9%b4%e5%ba%a6-%e9%b3%a5%e5%8f%96%e7%9c%8c%e7%94%a3%e6%a5%ad%e6%8c%af%e8%88%88%e6%a9%9f%e6%a7%8b%e4%b8%ad-5/)

【3】【三次募集】令和4年度 鳥取県産業振興機構中小企業外国出願支援事業補助金（PCT特許出願、国際商標出願）」のご案内（鳥取県産業振興機構）

PCT特許出願、国際商標出願に要する費用について以下のとおり助成します。
申請期間が短くなっております。ご注意ください。
また、外国出願計画がある場合は、必ず出願前にご相談ください。

【申請期間】 9/12(月)～10/31(月) 17時必着

【補助率・補助限度額】

外国出願に関わる費用の1/2以内で、1企業（1グループ）あたり、特許出願の場合30万円、意匠・商標出願の場合30万円を上限とします。1出願あたり30万円までを限度とします。

【対象企業】 鳥取県内に本社・事務所・工場等を持つ中小企業者、農林水産業者
県内で事業をしていれば、個人事業主や組合でも対象。

【対象となる費用（日本国特許庁への出願時に要した費用）】

PCT特許出願手数料、マド・プロ商標出願手数料、国内代理人費用、翻訳費用

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.toriton.or.jp/subsidiary-](https://www.toriton.or.jp/subsidiary-aid/)

[aid/%e3%80%90%e4%b8%89%e6%ac%a1%e5%8b%9f%e9%9b%86%e3%80%91%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%94%e5%b9%b4%e5%ba%a6-%e9%b3%a5%e5%8f%96%e7%9c%8c%e7%94%a3%e6%a5%ad%e6%8c%af%e8%88%88%e6%a9%9f%e6%a7%8b%e4%b8%ad-4/](https://www.toriton.or.jp/subsidiary-aid/%e3%80%90%e4%b8%89%e6%ac%a1%e5%8b%9f%e9%9b%86%e3%80%91%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%94%e5%b9%b4%e5%ba%a6-%e9%b3%a5%e5%8f%96%e7%9c%8c%e7%94%a3%e6%a5%ad%e6%8c%af%e8%88%88%e6%a9%9f%e6%a7%8b%e4%b8%ad-4/)

■ イベント情報 ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

【4】「知財×金融」シンポジウムのご案内（特許庁）

令和4年9月27日（火）～10月14日（金）、地域金融機関による中小企業の本業支援を知財の切り口から後押しするためのシンポジウムをオンラインで開催します。

地域金融機関による取引先企業への本業支援に知財の視点を取り入れることの有効性、実際の取り組み方についての事例紹介、今から取り掛かれる「ひな形（知財ビジネス評価書（基礎項目編）」）を活用した取引先企業の「強み」を見つけるためのワークなどを予定しています。

【日程およびテーマ】

・9/27（火）15:00～17:00

「現場発、成果につながる知財の活かし方（初級編）」

・10/6（木）15:00～17:00

「取引先企業の本業支援に付加価値をつける（中級編）」

・10/14（金）13:00～15:00

「取引先の強みを活かす金融機関の組織戦略（上級編）」

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://chizai-kinyu.go.jp/event/>

【5】令和4年度「（初級）知的財産権研修（第2回）」受講者の募集について
（INPIT）

INPIT（インピット）では、政府関係機関や地方自治体、大学や研究機関等で、知的財産に関連する業務に従事する職員など（特に知財初学者）を対象とした（初級）知的財産権研修を開催します。

本研修は、知的財産の基礎知識を習得し、知的財産制度への理解を深めるとと

もに、業務遂行に必要な知財マインドの醸成を目指します。
知的財産権行政全般について学べるカリキュラムとなっており、研修最終日には、受講者同士のネットワーク作りの場「IP e ラウンジ」も開設します。
皆様のご参加をお待ちしています。

【研修期間】 11/15(火)～11/17(木) (3日間)

【募集締切】 10/11(火) 15時必着

【定員】 約40名 (先着順)

【開催形態】 オンライン (Teams)

【受講料】 8,300円 (消費税込)

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/gyosei/syo/index.html>

【6】CASE・カーボンニュートラル・DX対応知財戦略セミナー (第1回)
(中国経済産業局)

中国経済産業局では、全2回シリーズで「CASE・カーボンニュートラル・DX対応知財戦略セミナー」を開催します。

昨今、自動車産業におけるCASEの潮流をはじめ、あらゆる業界・業種において、カーボンニュートラル・DXの取組が加速するなど、多方面で様々な変化が起こっています。こうした中、自動車産業をはじめとしたものづくり企業においては、自動化・デジタル化への対応や、新たなビジネスモデルの検討など、変革への対応が必要となっています。他方、こうした変化に対応していく上では、知財利活用に係る新たな視点(知的財産権によって自社の技術を守り、戦略的に活用していく知財戦略の考え方)も重要です。

第1回目の本セミナーでは、自動車業界におけるデータ活用ビジネスの機会・課題や、CASE時代に対応する知財戦略などについてご紹介します。
ご関心のある方は是非ご参加ください。

【開催日時】 10/7(金) 14:00～16:30

【開催方法】 オンライン (Microsoft Teams)

【対象】 中国地域の自動車部品サプライヤーをはじめとしたものづくり企業、行政・支援機関等

【参加費】 無料

【定員】 200名

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://hirogin-areadesign.smktg.jp/public/seminar/view/826>

【7】【ブランド】意外と知らない 商標のハナシ
～身近な事例から学ぶ商標のこと～ (INPIT 広島)

本セミナーでは、身近な事例をとおして商標についてお話しします。
会社名や屋号を検討中の方、商品やサービスのネーミングを考えている方、自慢
の商品の名前やデザインを守りたい方、商標権の侵害が心配な方、こんな方々
にお勧めです！

【開催日時】 10/26(水) 13:30~14:30

【開催方法】 オンライン（Zoom ウェビナーによるライブ配信）

【参加費】 無料

【講師】 INPIT 広島県知財総合支援窓口（一般社団法人広島県発明協会）
知財活用アドバイザー 森本 理子（もりもと りこ）氏

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.hiroshima-hatsumei.jp/news/kiji17144.html>

【8】岡山知財塾（中級編）を開催します！（岡山県・岡山県発明協会）

「岡山知財塾（中級編）」は、特許権の取得から活用まで、質疑応答やグループ
ディスカッションを交えながら理解を深め、自社の知財戦略構築に役立てることを
目的とする4日間で1コース完結の少人数制セミナーです。知的財産を学ぶ学習
ツールとして活用できる動画「もうけの花道」や知的財産管理技能検定の過去問
題など、実践で役立つ教材も取り入れています。この機会にぜひご参加ください。

【4日間の日程およびテーマ】

- ・ 10/19(水) 13:00~16:30 第1回「発明の発掘から特許出願まで」
- ・ 10/26(水) 13:00~16:30 第2回「審査手続と権利化について」
- ・ 11/2(水) 13:00~16:30 第3回「権利範囲の解釈と他者特許への対応」
- ・ 11/9(水) 13:00~16:30 第4回「特許権の活用と知的財産管理」

【会場】 テクノサポート岡山 大会議室

【定員】 15名（定員になり次第締め切り）

【受講料】 無料

【対象者】 知財担当者

（岡山県内に事業所、営業所のある企業に所属されていること）

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/okayama/news/cat1/post_65.html

■.....■

【9】【知財コラム】 パテントGO！

企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深
めるきっかけにさせていただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載

をしています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届け
していますので、お楽しみください。

(日本弁理士会 中国会にご協力いただき、月 2 回程度配信予定です。)

* * * * *

■ □ ■ □	-----	┌
□ ■ □	「中国 SEP (標準必須特許) 事件に係る TRIPs 協定	
	第 63 条違反による WTO 紛争処理提訴」	
■ □	-----	
	日本弁理士会中国会 弁理士 竹内 誠也	
└	-----	└

2021 年 7 月付けにて TRIPs 理事会は、欧州連合 (EU) から中国に対して TRIPs 協定第 63 条第 3 項に基づく情報提供要請が行われた旨を公表しました。当該要請においては、中国での標準必須特許 (SEP) に係る複数の争訟事件に対する司法情報の提供が求められており、TRIPs 協定下における知的財産権行使の透明性確保及び加盟国裁量に係る「柔軟性 (flexibility)」のあり方に関する事案として注目されます。対象となる SEP 事件には最高人民法院により「訴訟差止命令 (anti-suit injunction)」がなされた 2020 年の *Conversant v. Huawei* 事件 (最高人民法院) ほか合計 4 つの SEP 事件が含まれ、これら事件の全てについて、中国政府裁判例ウェブサイトまたはその他の手段により詳細情報の提供がなされるよう要請されました。しかしながら、中国政府は同協定の硬直的な制定時「文脈 (context)」解釈に基づき本件回答を事実上拒否し、本年 2022 年時点において EU は、スイス・ジュネーブでの WTO による紛争処理のための提訴を行うに至っています。

本事案は EU 主張のとおり、第 63 条第 3 項の要請については、TRIPs 協定の第 7 条・第 8 条「趣旨及び目的」規定に照らした「目的論的 (teleological)」協定解釈により、各加盟国には誠実な回答を行う条約上の法的義務があると解すべきと考えられます。

すなわち、TRIPs 協定の適切な「目的論的」解釈を意図的に忌避しようとする不合理な協定条項解釈は、許容されるべきではありません。また TRIPs 協定第 1 条規定の加盟国裁量との関係においても、協定の「柔軟性」の範囲は、その「趣旨及び目的」と各条規定の「目的論的」解釈に鑑み、適切かつ合理的な限度に制限されるべきであり、一部加盟国が当該「柔軟性」を濫用的に主張し、協定義務の遵守を恣意的に潜脱することは許されないことを明らかにすべきです。かかる本件での中国に見られる加盟国による「柔軟性」の濫用的主張は、各国毎の事情に応じた個別具体的な公共利益保護の必要のために許容されている「柔軟性」本来のあり方を棄損するものとなり、将来的には WTO システムと TRIPs 協定全体の機能不全を招きかねないことに注意すべきでしょう。

■ ■

【 1 0 】 ■再掲情報■

○地域と特許庁を結ぶイベント「つながる特許庁 in 熊本」申込受付中！

(特許庁・九州経済産業局)

<https://tsunagaru-jpo2022.go.jp/>

